

意見公募の結果

1 規則等の題名

金沢市市民活動サポートセンターの使用の承認等に関する審査基準及び使用の承認の取消し等に関する処分基準

2 規則等の案の公示の日

令和元年9月5日

3 提出意見並びに提出意見を考慮した結果及びその理由

意見数：4件

NO.	提出意見		提出意見を考慮した結果 及びその理由
	該当箇所	いただいたご意見の概要	
1	全般	こうした審査基準・処分基準は、条例ないし施行規則の中に盛り込むべきであり、別途規程を設けることには反対である。基準を設けるのであれば、条例または規則を改正して設けるべきです。	<p>1 審査基準及び処分基準の目的について</p> <p>今回の審査基準及び処分基準は、金沢市市民活動サポートセンター条例（以下「条例」といいます。）の規定による(1)使用の承認に関する審査基準と(3)使用の承認の取消し等に関する処分基準及び金沢市市民活動サポートセンター条例施行規則（以下「規則」といいます。）の規定による(2)使用申請書の受付期間に関する審査基準について、次のとおり、条例と規則の規定に基づいて定めることを意図したものです。</p> <p>(1) 使用の承認に関する審査基準</p> <p>条例第11条第1号から第4号までの規定のとおりとするほか、同条第5号の「その他市長が不適當であると認めるとき」の具体的基準を定める。</p> <p>(2) 使用申請書の受付期間に関する審査基準</p> <p>規則第4条の「市長が特に必要があると認めるとき」の具体的基準及びその場合の使用の申込み時期を定める。</p> <p>(3) 使用の承認の取消し等に関する処分基準</p> <p>条例第12条の規定のとおりとする。</p>
2	使用の承認に関する審査基準(案)について	「②公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。」は、恣意的解釈により、不当な圧力や不公正が生じるおそれがあります。	
3	使用の承認に関する審査基準(案)について	「③青少年健全育成を阻むおそれがあると認められるとき。」は、削除するか、「特定の属性を持つ人々に対する不当な差別的言動、その他基本的人権を侵害するおそれがあると認められるとき。」という内容に置き換えるべきです。	
4	その他	「本規則の適用にあたっては、公正かつ透明な運用を行い、決して市民の活動を不当に制限するものであってはならない。」という条項を含めるべきです。	

			<p>2 審査基準及び処分基準の内容について</p> <p>この施設は、金沢学生のまち市民交流館（以下「交流館」といいます。）と同じ建物内に設置したものであり、交流館と一部のスペースを共有しています。また、交流館の審査基準及び処分基準により、交流館は適切な運営を行っていることから、同じ規定とするものとし、意見公募時の案のとおり決めました。</p>
--	--	--	---

(注) ご意見については、一部要約して記載しております。